

古墳群に展開した古代集落について

神 谷 佳 明

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

古墳隣接地への居住例

墓域へ集落が進出した背景

— 要 旨 —

本稿は筆者が利根郡川場村西川原古墳群の発掘調査をとおして疑問に感じていた墓域と古代集落の関係についての考察である。

西川原古墳群では終末期古墳の周囲に9世紀から10世紀にかけての竪穴建物が構築され、集落が展開していた。これに対して同じ地域に存在する生品西浦遺跡では古墳時代後期前半の竪穴建物が展開した後に古墳が築造されているが、その後西川原古墳群のように竪穴建物が構築され集落が展開した様相がみられない。古代での古墳の破壊や古墳群の土地利用は都城など国家プロジェクトのなかでは知られているが、一般的には中世になってからとされている。

こうした中で県内の古墳群についてみると高崎市本郷奥原古墳群や藤岡市上栗須遺跡、伊勢崎市多田山古墳群、渋川市半田中原・南原遺跡、太田市世良田諏訪下遺跡、高崎市八幡遺跡などで個々の状況は異なるが古墳群へ集落が展開する様相がみられた。この状況については半田中原・南原遺跡では馬生産に関わることから古墳築造終焉後時間をおかずに開始されているが、集落の展開は主に9世紀後半代になってからであった。

このような古墳群への集落が展開する様相は当時の祖への崇拜や畏敬の念を考慮すると祖が異なる集団によるものではないかと想定され、さらに古墳群へ被葬された集団の勢力が衰えたことによると考えた。

中央の豪族についてはその盛衰を文献史料で知ることができる。また、地方の中でも首長層については古墳の規模などでその勢力の大きさを推し測ることは可能であるが、地方の豪族の中でも古代の郡域に勢力をもつ豪族よりも小さな里や郷の範囲に勢力をもつ豪族についてはその様相について知ることは難しい。こうした豪族の様相について推し測る目安の一つとして、古墳群が存在する範囲が古代にどのような土地利用がなされたかを検討することが有益であることを提示するものである。

キーワード

対象時代 古代

対象地域 群馬県

研究対象 古墳群域に構築された竪穴建物

はじめに

筆者は、要旨に記したように2007年に利根郡川場村西川原古墳群^{注1}の発掘調査を担当した。その中で古代の竪穴建物が古墳の埋没した周堀に構築されているのを調査した。このことは約200年の時間が地域の首長や家長などの祖に対する意識が軽薄になったことを感じさせられた。以前発掘調査が行われ、すでに報告書が刊行されている本郷奥原古墳群^{注2}においても10世紀代の竪穴建物が古墳群域に構築されているのを知ることができた。群馬県内の古墳群を概観すると古代では立地条件などからも墓域と居住域が混在することなく推移していることがみられるが、いくつかの古墳群の報告書を見ると、平安時代に竪穴建物や掘立柱建物などの建物が墓域の中へ構築されているものを見ることができる。

律令においては陵墓に限らず墳墓の破壊は「八虐」^{注3}とされ厳罰の対象になっている。国家プロジェクトである都城の造営であっても古墳を破壊した場合には、その後の補償や祭祀に対する指示が出されている。例えば、都城建設での古墳破壊については、『日本書紀』の孝徳天皇白雉元年(650)に難波宮造営の際に古墳が破壊^{注4}されたこと、持統天皇七年(693)に藤原京造営にあたり墳墓を壊した際の対応^{注5}について、『続日本紀』では和銅二年(709)に平城京造営に当たり墳墓を破壊した時の対応方法^{注6}が記載されている。

こうした古墳に対しての畏敬の念からか、墳墓への非礼や居住者に対しては祟りとして表れている。史料『長秋記』には陵墓に対する非礼を行った藤原忠宗や傍らへの居住した斉尊僧都が祟りで、死に至らしめている記述^{注7}をみることができるとしている。

こうした事例からは古墳に対して畏敬の念をもち、破壊や傍らへの居住は避けることが基本的な概念であったとみられる。実際、発掘調査でも古墳の破壊を回避するような事例が報告されている。例えば、栃木県壬生町上神主・茂原遺跡では東山道駅路が墳丘の手前で周堀の利用はあるものの墳丘を壊すことなく方向を変えている。^{注8}このように古代では古墳に対する非礼や破壊行為は祟りが起きるとされ戒められていたとみられ、これを裏付けるような行為もみることができる。

しかし、現実には8世紀後半に平城京での寺院建立が盛んになると寺院造営のため古墳を破壊して石材を採取する行為が横行するようで、『続日本紀』宝龜十一年(780)には、こうした行為を止めるようにとの勅^{注9}が出されている。都城での古墳や墳墓破壊については、寺院造営による横行もみられるが、基本的には国家プロジェクト優先によるもので、その後の対応も指示していることから祖霊崇拝や畏敬の念の放棄や変化に基づくものではないと考えられる。また、こうした行為は、王権による公的なものとしてやむえない行為とされたが、貴族をはじ

め庶民が墳墓を破壊する行為は厳しく罰せられたとみられる。古墳や墳墓への畏敬の念として古墳の前底部や周堀から埋葬後半世紀から一世紀を経た土器が出土し墓前祭祀が行われたとみられることから想像できる。

また、終末期古墳が構築された古墳群のなかでは、その後も墓域として利用されたことがみられるものも存在する。その例としては後述する伊勢崎市多田山古墳群^{注10}では12号・15号古墳や中里古墳など終末期の首長層が被葬されている古墳の周囲では火葬墓が検出され、古代においても佐位郡の首長層がこの地に埋葬されたことが想定される。前橋市清里・長久保遺跡では古墳群に隣接する地区から10世紀前半に想定される墓坑が検出されている。この墓坑からは鉄釘が出土していることから木棺に納められた状態で埋葬されたとされ、緑釉陶器輪花椀、輪花皿、灰釉陶器耳皿、黒色土器椀が副葬されている。副葬品には高級食器である緑釉陶器椀・皿や儀式や饗宴で箸置きとして使用されたと考えられている灰釉陶器耳皿があることから庶民ではなく富豪層の墓坑^{注11}と想定できる。その一方で墓域の中に居住する行為については墳丘が失われるか埋没しない限り、古墳群を墓域として認識していないということは考えにくい。古墳群を墓域として認識していたことはその後の追葬儀や火葬墓としての利用や墓前祭祀^{注12}とみられる遺物が出土することなどからも想定できる。古墳群の墓域が葬送の場以外に利用されることはこの古墳群を墓域としていた集団による祖霊崇拝などの墓前祭祀が失われ、墓域に対する制約や規制が失われた可能性が高いと想定される。

今回は、墓域へ進出した竪穴建物の事例や掘立柱建物、耕作地の事例から祖霊崇拝や畏敬の念が失われた背景について考えてみることにした。

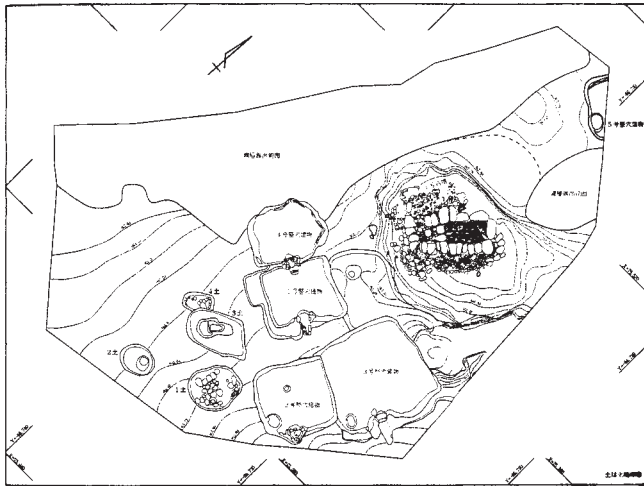
古墳隣接地への居住例

西川原古墳群^{注13}

西川原古墳群は、群馬県の北部利根郡川場村生品に位置し、武尊山南麓の利根川の支流である薄根川右岸の河岸段丘に立地する。周囲の生品字前原、字西浦などには西川原古墳群と同様に段丘縁や中位段丘に後期から終末期の古墳が確認され、生品古墳群として総称されている。これらの古墳群が構築される以前や古墳群の内側には弥生時代から古墳時代～平安時代にかけての集落が存在している。そして生品古墳群はこの集落の墓域の一部と考えられる。

古墳の総数は、上毛古墳総覧によると35基が数えられ、そのうち西原古墳群では9基の小円墳が確認されている。現存する古墳は2007年の発掘調査時に調査された1基を含めて4基であったが、現在は墓地に隣接して存在していた2基は墓地の拡張とともに消滅^{注14}している。

西原古墳群の発掘調査では、B区で古墳1基、小石棺



第1図 西川原古墳群全体図(S=1/400)

墓1基と竪穴建物5棟が調査されている。なお、調査区の東側の栗畑には現在も小円墳が残存している。このほかにも北側では宅地の造成に伴い古墳を削平したことやその古墳から鉄剣が出土したことを地元のかたから聴取した。

検出した古墳は、出土土器などの遺物より7世紀前半代に想定される。この古墳については、埋葬後に墓前祭祀や追善供養などが行われた痕跡は見ることができなかった。その後、墳丘は残存しているものの周堀は埋没したとみられる。その後、周堀がほとんど埋没した段階で竪穴建物が構築されている。

本来、この地区の集落は生品西浦遺跡の発掘調査で台地上に営まれていたが、9世紀中ごろから西川原古墳群が存在する中段段丘に構築され、墓域から居住域へと変化している。

西川原古墳群B区1号墳周囲に構築された竪穴建物は5棟が検出されているが、埋没した周堀上に位置するのはB区1号(以後、B区を省略)、3号、4号竪穴建物の3棟で、4号竪穴建物は石室羨道正面に当たる位置に構築されている。これらの竪穴建物は出土遺物から9世紀第2四半期から10世紀第1四半期に想定される。各竪穴建物の時期は以下のとおりである。1号竪穴建物は9世紀第2四半期から第3四半期の土器が出土している。この中でカマドから出土している須恵器椀と広口壺から9世紀第2四半期構築され、第3四半期まで存続していたと想定される。

3号竪穴建物はカマドから出土している土器が小片で明確な時期を提示できないが、土師器甕は9世紀第2四半期から第3四半期、須恵器杯・椀は9世紀第3四半期が主体を占めていることから9世紀第2四半期に構築され、第3四半期まで存続していたと想定される。

4号竪穴建物はカマドや床面から出土した土器が多く

みられ、須恵器羽釜や椀の形態から10世紀第1四半期の年代が想定される。この中の遺物No.13(45図)は底部が平底でなく丸底を呈している須恵器羽釜である。この羽釜は沼田市維石墨遺跡D区12号竪穴建物^{注15}から出土している脚付羽釜と同様な形態を示しており9世紀末に想定される。また、No.3の須恵器椀も同様な年代観が想定される。こうした土器様相から9世紀末に構築され、10世紀第1四半期まで存続していたと想定される。

なお、古墳と直接していない2号・5号竪穴建物はともに10世紀第1四半期に想定される。西川原古墳群として発掘調査が行われた範囲は狭く、検出された遺構量も少ないが調査範囲の北側には東西方向に狭い平坦地が続くことから10数棟の竪穴建物が構築されていたとみられる。

なお、西川原古墳群で調査した古墳から南約600mの生品西浦遺跡^{注16}でも終末期古墳が5基検出され調査されている。ここでも古墳と竪穴建物の重複が確認されているが、重複する竪穴建物はすべて古墳築造以前のものである。平安時代の竪穴建物も検出されているが、古墳との関係ではC1号墳とC1号竪穴建物との距離が最も近いが、それでも40mほど離れている。発掘調査が道路幅であるとの制約はあるが、古墳築造後の竪穴建物が近隣に構築されている事例は見られない。

本郷奥原古墳群^{注17}

古墳群は高崎市榛名町本郷榛名山南麓で烏川に侵食された本郷台地の斜面縁辺に立地する。古墳群が構築された範囲は、東西290m、南北320mで、その中に65基の円墳が確認されている。発掘調査は当初の群馬用水に伴う時期に36基、その後町教育委員会で1基の計37基が行われている。

古墳群は7世紀初頭から7世紀末にかけて築造されたとされている。そして北東に位置する榛名木戸神社より東の本郷奥原遺跡では榛名木戸神社を北西角にして南北、東西ほぼ100mの範囲から瓦が多く出土していることから古代寺院が想定されている。出土した瓦には県内最古の様相を呈している飛鳥寺系の素弁蓮華文軒丸瓦が出土していることから、7世紀後半に創建された寺院と想定されている。そして古墳群と寺院の占めている範囲が重複していないことから、『榛名町誌』^{注18}では古代寺院の創建にあつては古墳群と一線を画して、計画的に造営されていたと記述されている。こうした状況から本郷奥原古墳群に被葬されている地方豪族の子孫は7世紀前半により大きな権勢を得て古墳築造への投資から寺院建立へ変化させたとみられる。

古墳の中には、2号墳のように玄室内から須恵器杯蓋と杯身、13号墳では石室内から火葬骨を納めたとみられる短頸壺蓋と短頸壺が出土しており追葬の可能性が窺える。これらの須恵器は杯が8世紀第4四半期から9世紀

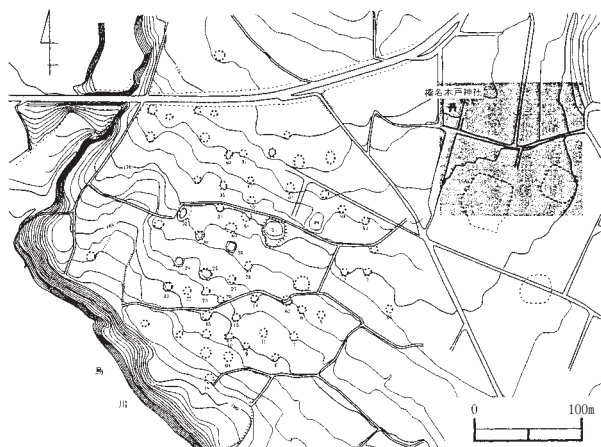


第2図 本郷奥原古墳群全体図と竪穴建物の位置図

第1四半期、短頸壺は蓋が上野型であることから8世紀後半以降に比定される。また、多くの古墳前庭部や墳丘などからは7世紀後半代から8世紀前半代の土師器杯や須恵器杯蓋・身が出土しており、古墳へ埋葬後1世紀前後は盛んに墓前祭祀が行われたとみられる。

そして報告書では古墳についての成果だけが掲載されているが、本文のⅠ発掘調査の経緯Ⅱ発掘調査(3)第3次調査に「49号墳や53号墳など数基の大型古墳と墳丘下より住居跡が確認されるなどの」(3p)、第10号墳の項では「東・北・西の三方にはテラス外周に幅1m前後の周堀をまわしたとみられるが、西側墳丘裾部は住居跡によって明らかではない。」(32p)、第11号墳の項では「墳

丘東側のトレンチでは、墳裾に近いところで竪穴住居に伴う羽釜が出土している。10号墳墳裾にはのちの竪穴住居とその出土品が確認されており、ここが後に集落として再利用されたことが明らかになっている。」(34p)、第64号墳の項では「南トレンチでは羨道前面より南12mの位置に平安時代の住居跡が2軒確認されている。」(132p)と記述されている。報告では諸事情のためこれらの竪穴建物についてこれ以上は触れられていない。そのため竪穴建物に関する記録類と遺物の実見を行った。その結果、10号墳の西側トレンチで検出した竪穴建物(以降「10号墳西竪穴建物」と呼称)では多くの須恵器杯・椀、羽釜などの土器と灰釉陶器小瓶、64号墳南側の竪穴建物



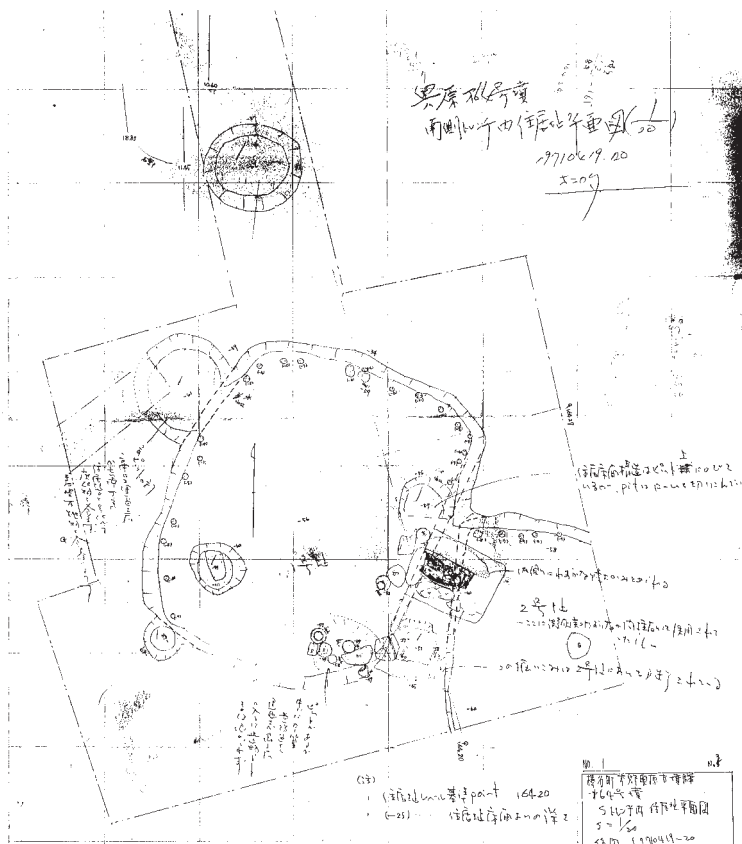
第3図 本郷奥原古墳群と寺院の推定位置図
網掛けの範囲が古瓦散布範囲

(以降、「64号墳南竪穴建物」と呼称)では灰釉陶器碗が出土しており、時期の比定も可能なため実測を行いここに図を掲載することにした。10号古墳西竪穴建物は10号墳の墳丘の範囲を確認するトレンチで確認され、竪穴建物の全貌を把握するため拡張されている(報告書第27図参照)。竪穴建物は東辺にカマドが設けられており東西4m、南北は北辺の確認がなされていないため不明であるが4m以上を測る。古墳との重複関係は東半部が10号墳周堀上に位置しているようである。出土遺物には須恵器無台碗、須恵器有台碗、須恵器瓶、須恵器羽釜、灰釉陶器小瓶などがみられ、第5・6図に示した13点を実測することが可能であった。図示した出土土器のうち9点は酸化焰焼成による碗である。そのうち9の有台碗はやや高い高台が貼付され、身部は体部が張り、口縁部が直線的に立ち上がる灰釉陶器虎溪山1号窯式期の碗を模倣した形態を示していることから10世紀後半の様相を呈している。この他の碗はまだ高台が低く、口縁部が外反するものが複数みられる。こうしたことから10号墳西竪穴建物の年代は10世紀第2四半期から第3四半期に想定できる。

64号墳南竪穴建物は報告書中にも記載されているように羨道から南へ延ばしたトレンチ内で確認されている。当時の調査では竪穴建物の全貌を明らかにするためトレンチを拡張している。その結果、64号墳南竪穴建物の南東でもう1棟の竪穴建物を検出している。なお、この竪穴建物からは遺物が出土していないようであった。

64号墳南竪穴建物は南東に主軸をもつ建物で南東辺の中ほどにカマドが設けられている。規模は主軸方向が約3.0m、主軸に直交する方向では3.5mほどであった。出土遺物は第6図14に示した灰釉陶器碗がある。この碗は内面口唇部に凹線が巡ることから虎溪山1号窯式期に相当し、10世紀後半の年代が想定される。

本郷奥原古墳群の発掘調査は古墳を中心にそこから十字に周堀の外側に数メートルほどトレンチによる調査の



第4図 本郷奥原古墳群64号墳南竪穴建物実測図(写)

ため数棟の竪穴建物が検出されていない可能性がある。そのため今回提示した他にも竪穴建物が存在していた可能性が高い。このことは6号墳より出土した須恵器杯(第14図0604)や50号墳より出土した須恵器皿(第107図5021)などは概ね9世紀前後まで続けられた墓前祭祀以後に想定される時期の土器であることから竪穴建物が存在する可能性を想定することができる。

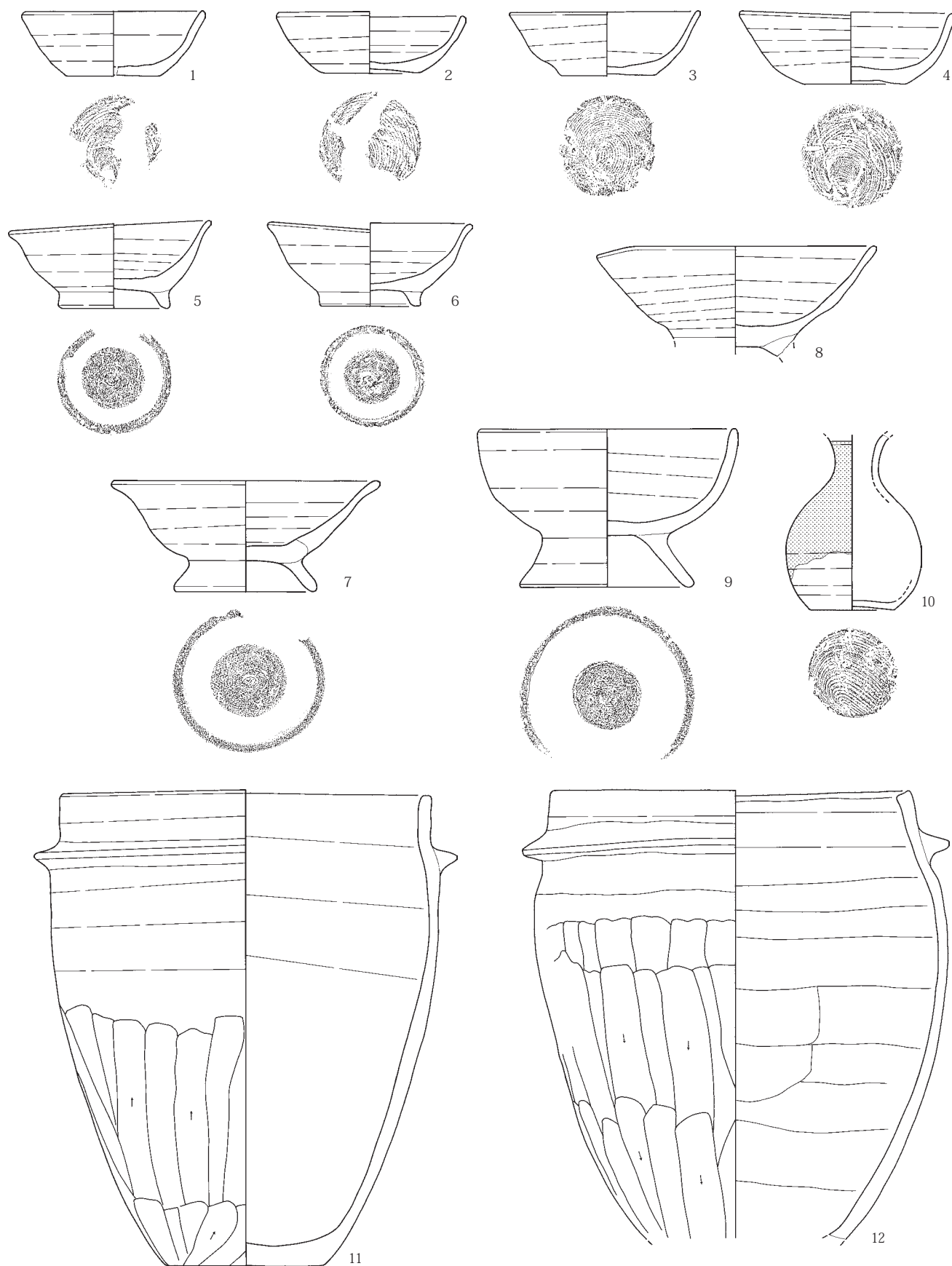
このように本郷奥原古墳群の古墳が築造された範囲内では今まで墓域とした聖域化?されていた地区も10世紀後半になると竪穴建物が構築され集落化している様相がみられる。

上栗須遺跡^{注19}

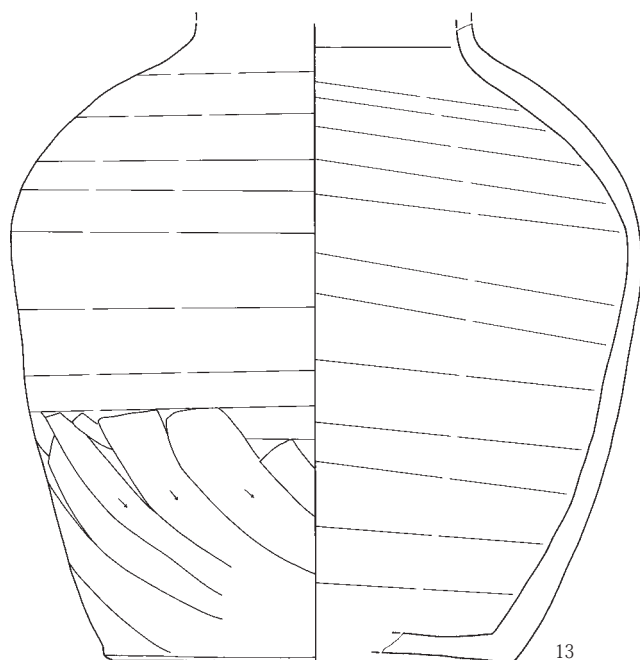
遺跡は藤岡市の北東部、嫡川の支流である鮎川によって形成された「藤岡台地」と呼称されている扇状地上に立地する。発掘調査は道路建設に伴うため幅25m、全長約2400mの線上进行われ、字名によって上栗須遺跡、下大塚遺跡、中大塚遺跡に区分されている。上栗須遺跡は、調査の都合上Ⅰ区・Ⅱ区・Ⅲ区に区分されている。各調査区から遺構が検出されているが、竪穴建物が集中する範囲の間には50mから100m近い遺構の希薄な箇所がみられる。

古墳群は、調査範囲の最も北側から検出されている。調査では方形周溝墓2基、円墳6基が検出されている。この地域は上毛古墳総覧に取り上げられている古墳の数は少ないが、上信越自動車道の上栗須寺前遺跡^{注20}でも

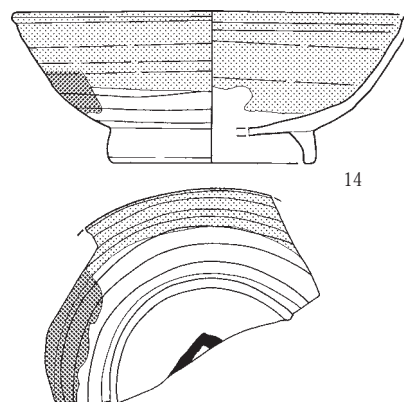
10号墳西竪穴建物出土土器



第5図 本郷奥原古墳群の竪穴建物出土土器図(1) S=1/4



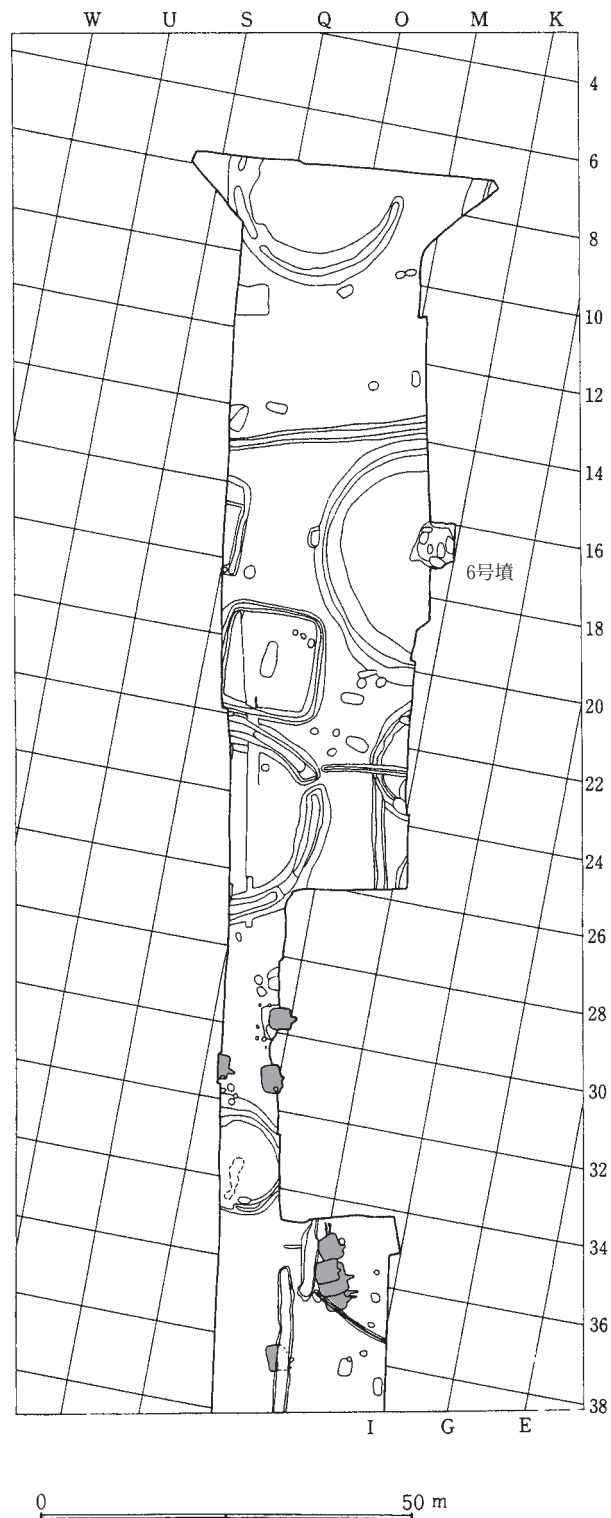
64号墳南竪穴建物出土土器



第6図 本郷奥原古墳群の竪穴建物出土土器図(2) S=1/4

第1表 本郷奥原古墳群の竪穴建物出土土器観察表

No.	種類 器種	出土位置 残存率	計測値				胎土／焼成／色調 石材・素材等	成形・整形の特徴	備考
1	須恵器 椀	2/3	口底	9.6 5.0	高	3.5	細砂粒／酸化焰／ にぶい橙	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転糸切り無調整。	
2	須恵器 椀	3/4	口底	10.0 5.2	高	3.3	細砂粒／酸化焰／ 明褐	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転糸切り無調整。	
3	須恵器 椀	口縁部一部欠損	口底	10.2 5.0	高	3.3	細砂粒／酸化焰／ にぶい黄橙	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転糸切り無調整。	
4	須恵器 椀	3/4	口底	11.5 5.6	高	3.7	細砂粒／酸化焰／ にぶい黄橙	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転糸切り無調整。	
5	須恵器 椀	口縁部一部欠損	口底	10.8 5.9	台高	5.6 4.8	細砂粒・粗砂粒／ 酸化焰／にぶい橙	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転ナデ、高台は貼付。	
6	須恵器 椀	3/4	口底	10.8 5.5	台高	5.2 4.5	細砂粒・粗砂粒／ 酸化焰／にぶい橙	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転ナデ、高台は貼付。	
7	須恵器 椀	1/2	口底	14.3 6.2	台高	7.4 6.0	細砂粒・粗砂粒／ 酸化焰／明赤褐	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転ナデ、高台は貼付。	
8	須恵器 椀	高台欠損	口底	15.0 6.5			細砂粒・粗砂粒／ 酸化焰／にぶい褐	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転ナデ、高台は貼付が剥落か。	
9	須恵器 椀	2/3	口底	13.8 6.2	台高	9.2 8.6	細砂粒・粗砂粒／ 酸化焰／にぶい褐	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転ナデ、高台は貼付。	
10	灰釉陶器 小瓶	一部欠損	底胴	4.5 7.2			細砂粒／還元焰／ 灰白	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転糸切り無調整。 施釉方法は漬け掛けか。	大原2号窯式期
11	須恵器 羽釜	1/4	口 口	19.7 22.9	底 高	8.5 25.7	細砂粒・粗砂粒／ 酸化焰／灰黄	ロクロ整形、回転右回りか。罎は貼付、胴部下半と底部はヘラ削り。内面は上半にロクロ痕が残るが、下半はナデのため整形不鮮明。	
12	須恵器 羽釜	口縁部～胴部下 位片	口 口	19.2 23.2			細砂粒・粗砂粒／ 酸化焰／にぶい黄 橙	ロクロ整形。外面胴部の一部に輪積痕が残る。罎は貼付、胴部は罎下がナデ、その下方はヘラ削り。内面胴部はヘラナデ。	
13	須恵器 瓶	床面他 口縁部欠損	底 胴	16.0 24.2			細砂粒・粗砂粒／ 還元焰／灰白	ロクロ整形、回転右回り。外面胴部に輪積痕が残る。底部は器面磨滅のため不鮮明であるが、ヘラナデか、胴部下位は手持ちヘラ削り。	
14	灰釉陶器 椀	1/4	口底	15.5 8.0	台高	7.8 6.0	微砂粒／酸化焰か ／にぶい黄橙	ロクロ整形、回転右回り。底部は回転ナデ、高台は貼付、胴部下位は回転ヘラ削り。施釉方法は刷毛塗りか。	外面底部に墨書。 虎溪山1号窯式期



第7図 上栗須遺跡Ⅰ区北側全体図

11基の後期古墳が調査されており、本来は周囲にも多くの古墳が存在していたとみられる。方形周溝墓は出土遺物が乏しいものの1号方形周溝墓の周溝内より5世紀前期に想定されるS字状口縁台付甕が出土している。1号墳から4号墳は埴輪が伴っていることから6世紀代に想

定される。5号墳は石室内から遺物が出土していないため明確ではないが、埴輪を伴わないことや前庭部から出土した須恵器甕や長頸壺片から7世紀前半代に想定される。6号墳は石室が前庭部側に大きく壊されているため明確ではないが、出土した須恵器平瓶や土師器杯から7世紀中葉に想定される。6号墳前庭部からは周囲を打ち欠かれたとみられる「富本銭」^{注21}が出土しており、墓前祭祀が7世紀末から8世紀初頭まで行われた可能性が想定される。なお、5号墳の北側から4号墳、6号墳の南側には広範囲に土砂採掘による掘削が行われている箇所があり、遺構の様相が不明な部分が存在している。

6号墳から「富本銭」が出土したことから、この古墳の被葬者の子孫と天武朝との緊密な関係も想定されている。古墳群のこうした状況から温井川右岸の地域では5世紀から7世紀後半代まで多くの古墳が築造されてきたとみられる。

竪穴建物は土砂採掘がおこなわれた西側から古墳群の間に割り込むように14号～16号竪穴建物の3棟が検出されている。14号竪穴建物は9世紀第4四半期、15号竪穴建物は10世紀第1四半期、16号竪穴建物も10世紀第1四半期に想定される。上栗須遺跡の集落は7世紀末から10世紀前半までの竪穴建物で構成されているが、7世紀後半から8世紀前半と9世紀第2四半期から10世紀前半の時期に比定される。こうした状況から集落が継続的に営まれたかどうかは疑問である。集落が形成され始めた当初は南端に構築された5号墳とは30mほどの距離を保っているが、9世紀第3四半期の竪穴建物は15mほどまで接近し、9世紀第4四半期になると古墳と古墳の間にも竪穴建物が進出している。

多田山古墳群^{注22}

遺跡は伊勢崎市の北部、赤城南麓にある標高159mを最高地とする多田山に立地する。多田山は赤城山の山体崩壊に伴い起こった岩屑なだれの堆積物が流れ下って南北2km、東西1kmに形成された山である。発掘調査は北関東自動車道の建設で使用する土砂採取とその後の住宅団地造成に伴うもので約29万㎡に及ぶ面積が発掘調査され、旧石器時代、縄文時代、古墳時代、奈良・平安時代にわたる遺構が検出されている。

古墳群は古くから多田山古墳群として知られ、1929年には皇室博物館調査官 後藤守一によって今井茶臼山古墳、1952年には群馬大学によって中里古墳、1990年には赤堀町教育委員会によって「見切塚1号墳」などが発掘調査されている。

古墳群は主に南北に延びる尾根上に構築されている。今回、発掘調査された古墳群は、多田山最高地点から南側尾根の東斜面に構築されていた。古墳は中里古墳、見切塚1号墳を含めて22基が調査されている。また、古墳群の中は北側から1号墳～11号墳・14号墳の集団、中里



第8図 多田山古墳群 古墳および奈良・平安時代遺構配置図

古墳・12号・13号墳の集団、15号～18号墳の集団、19号・20号墳・見切塚1号墳の集団に区分できる。整理担当者は、古墳群内の多田山12号墳、15号墳、中里古墳は截石切組積石室によることから「地域首長」の古墳^{注23}とし、その他の古墳については地域首長に次ぐクラスか家長層クラスの古墳としている。終末期に構築された古墳では出土している土器からほとんどの古墳でその後の追善供養が行われているとされている。また、12号墳や中里古墳、15号古墳などの周囲では8世紀代の火葬骨を埋葬したとみられる墓(以後、火葬墓と呼称)が検出されている。報告者は出土状況から確実に火葬墓と認定できるのは見切塚5区8号火葬墓だけであるとしているが、過去に報告されている火葬墓や発掘調査で火葬骨を納めたとみられる須恵器短頸壺や石製蔵骨器が出土していることから多くの火葬墓が存在していたとし、その位置関係から終末期古墳と火葬墓とが無関係とは考えにくいのではないだろうかと判断している^{注24}。こうした状況から8世紀代は終末期の首長墓周囲では追善供養^{注25}が行われるとともに首長墓に被葬された一族の墓域と使用されたことが想定できる。

第8図^{注26}に示したように多田山古墳群への集落が構築されるのは今井三騎堂遺跡7号竪穴建物が最も早い段階である。この竪穴建物は7世紀第4四半期に想定されることから古墳の造営か葬送儀礼に関係する可能性が高い。本格的な集落が構築されるのは9世紀代からで多田山の樹木を利用した炭生産を目的にしたものと想定される。炭窯自体は斜面を利用するため山体の傾斜地に構築されるとともに古墳墳墓の傾斜も利用されている。このとき12号墳、中里古墳、15号墳といった首長墓の墳丘へも炭窯が構築されている。しかし、炭生産にかかわったとみられる人々の竪穴住居自体は多田山1号墳～11号墳の間には構築されているが、12号墳や中里古墳、15号墳などの首長墓からは距離をとって構築されている。

こうした状況から多田山古墳群では首長墓への規制や制約は9世紀代になっても実施されているとみられるが、家長クラスの墓域に対しての意識は失われてしまったとみられる。

半田中原・南原遺跡^{注27}

遺跡は渋川市の南部、利根川右岸、榛名山東麓の滝沢川と吉岡川にはさまれた傾斜地に立地する。標高は155～165mである。遺跡地は6世紀前半代に起きた榛名二ツ岳の噴火に伴う土石流で大きく地形が変化している。

噴火以前は縄文時代に集落が営まれていたが、その後の土地利用については不明である。古墳時代には中期に古墳が築造され墓域として利用された。しかし、榛名山二ツ岳の噴火に伴う土石流によって広大な地域が荒廃地になり100年近くは土地利用が不可能な状態であったとみられる。再び利用され始めるのは7世紀代になってか

らで被災前と同様に古墳が築造され墓域として利用されている。古墳は小規模な谷間の微高地を中心に26基が検出されている。

その後、この古墳群の南側と北東に7世紀後半代から竪穴建物^{注28}が構築され、集落が形成される。集落の間には溝で囲まれた区画が検出されているが、区画内部と想定される範囲からは遺構が検出されていない。こうしたことから牧と想定され、『延喜式』に記載されている『有馬島牧』に比定^{注29}されている。なお、この区画溝は8世紀第1四半期の竪穴建物や弘仁9(818)年に起きた地震跡と重複しているが、新旧関係は区画溝の方が新しいことなどから9世紀後半以降に想定されている。ただし、古墳群の南側集落と北東の集落の間には7世紀から8世紀代をとおりしても集落が形成されていなかった区画である。

半田中原・南原遺跡では古墳と竪穴建物の重複や隣接することはないが、21号墳や24号墳では7世紀後半から奈良時代の掘立柱建物や竪穴状遺構が古墳周堀上に構築されている。また、7世紀後半の竪穴建物も古墳の至近距離に構築されている。

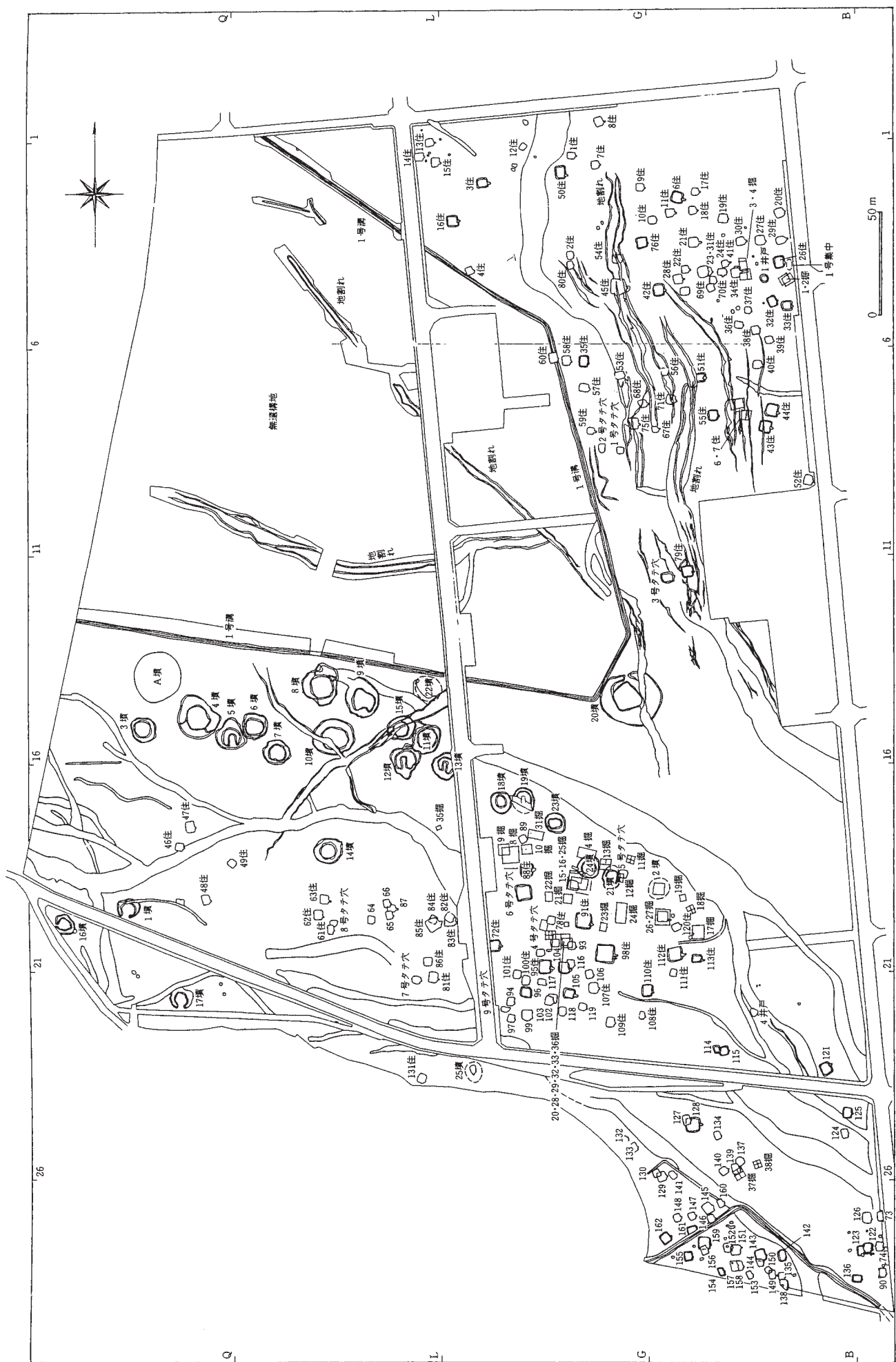
掘立柱建物は古墳群のなかでも東側に位置する18号・19号・21号・23号・24号墳の周りにまとまって構築されている。そして掘立柱建物の中には24号や31号掘立柱建物のような大型のものが存在する。こうした大型掘立柱建物は牧の管理施設や牧長の居住施設であったと想定されている。掘立柱建物から遺物が出土しているものは限られているため不明確なところはあるあるが、38棟中37棟は奈良時代に存続したと想定されている。

なお、牧の区画のために掘削された溝の年代は前述のように9世紀代と想定されている。7世紀後半から8世紀代については牧が存在していたか否かは明らかではないが、掘立柱建物群のほとんどは7世紀後半から8世紀代に想定され、8世紀第1四半期に想定される45号竪穴建物からは馬具とみられる鉸具が出土していることなどから、牧が存在していた可能性が窺える。牧については規模な大きな溝はあまり必要とされないようで簡単な牧柵や垣根などで十分であったとされている^{注30}。すなわち、7世紀後半代には溝で区画された範囲とほぼ同一の範囲を牧柵や垣根で区画して牧としていた可能性は十分想定される。

こうした状況は半田中原・南原遺跡では周辺集落の家長層の墓域として利用されていた地域であっても馬生産など重要かつ需要の高い生産の場にあつては制約や祖への畏敬の念は疎かにされたとみられる。

世良田諏訪下遺跡^{注31}

遺跡は太田市の西部に位置する旧尾島町に位置する。南側に利根川、西に早川、東に石田川が流れる大間々扇状地の末端に立地している。遺跡は北西から南東にかけ



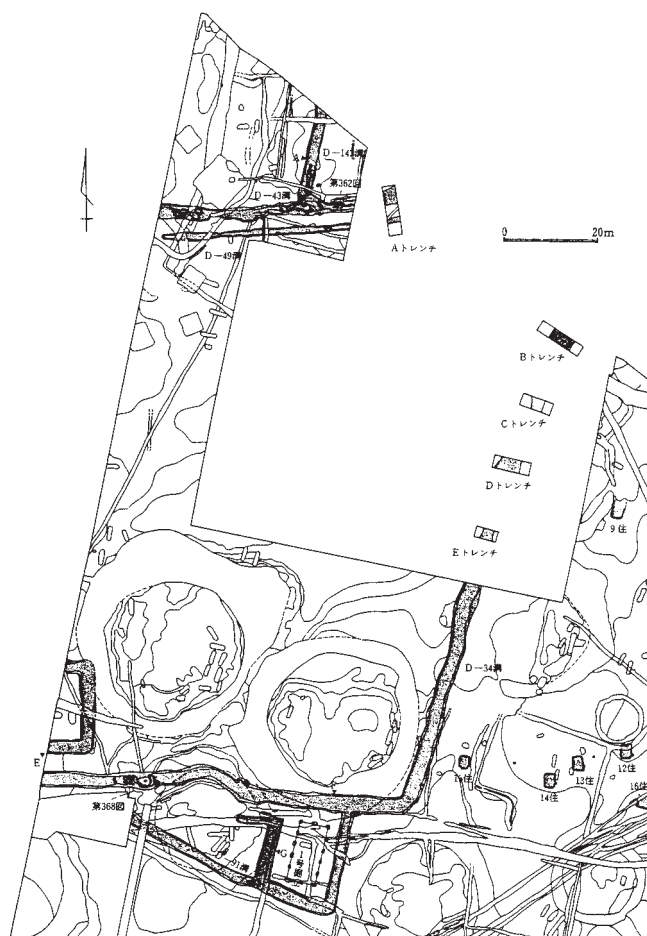
第9図 半田中原文・南原遺跡全体図



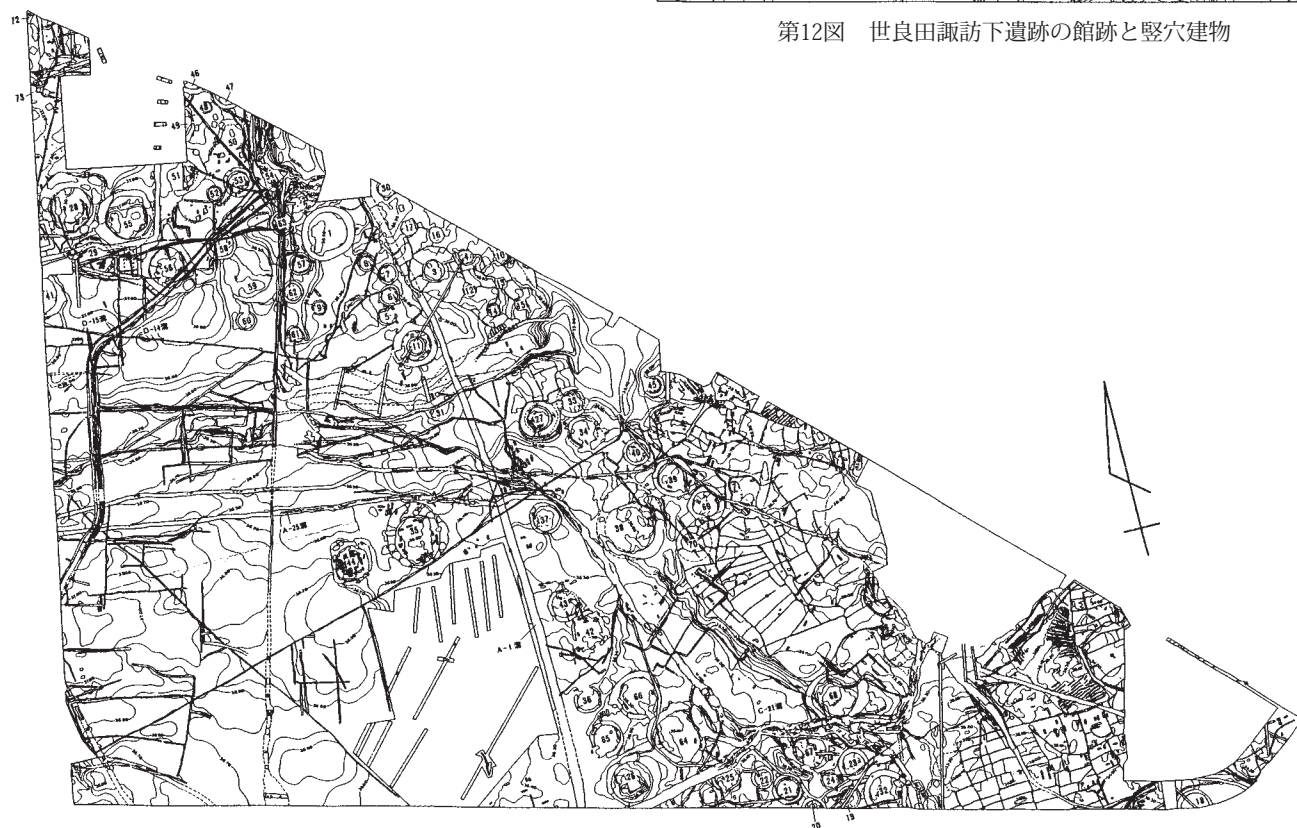
108

て傾斜地で調査区の中ほどに低地が存在する。北東の微高地には5世紀から6世紀前半代の集落が存在し、谷地やその周囲には5世紀から6世紀、一部7世紀代に至る古墳群が築造されている。なお、古墳の築造年代については出土した埴輪が5世紀後半から6世紀にかけてのものであるが、一部に埴輪を伴わない古墳も存在している。こうした状況は7世紀代の古墳ではほとんど埴輪を伴わないことから、埴輪を伴わない古墳には7世紀代に築造されたものも存在するとされている。その後、8世紀後半代になると古墳の間を通すように用水路が掘削され低地は水田や畠地化している。この低地内も複数の古墳が存在していたが、周堀は水田区画として利用しているが墳丘を削平するには至っていない。この水田は9世紀前半に弘仁9年に発生した地震に伴うとみられる洪水で埋没している。その後、この水田は復旧されているが、半世紀ほどに再び起きた洪水によって放棄されている。なお、谷地の西側には館を構成したとみられる溝や掘立柱建物と竪穴建物が検出されている。

前述のように水田と畠は数条の用水路として掘削され



第12図 世良田諏訪下遺跡の館跡と竪穴建物



第11図 世良田諏訪下遺跡全体図

た溝によっては給水を可能とした谷地に展開している。この谷地には多くの古墳が存在しており、水田開発が行われた当時はまだ墳丘が残っている状態であった。このため水田は墳丘を取り込むことなく周堀の状態に合わせて区画を設定している。なお、水田を埋没させた2度目の洪水については9世紀中ごろと想定されている。この洪水後の9世紀第4四半期には28号墳や55号墳を内部に取り込む形で、さらに29号墳の墳丘の一部を掘削した状態で館の堀が掘削されている。館は全体が検出されていないが120～130mほどの方形を呈し、南東部に張り出し部を構築している。館を構成する区画溝の内部には古墳28号墳と55号墳の2基が南東部に位置する。発掘調査範囲の館内部からは掘立柱建物などの施設は検出されていないが、張り出し部からは2間×5間の大型掘立柱建物が検出されている。この区画溝からは土師器杯や甕、須恵器碗、灰釉陶器碗などが出土している。これらの土器には、一部古墳に伴うものもみられるが、大部分は9世紀末から10世紀前半代に想定される。こうした出土遺物から館の存続年代も区画溝から出土した土器と同様な年代が想定される。また、館の東側には古墳群の間に13棟の竪穴建物が構築されており、そのうち12号竪穴建物は、古墳52号墳に隣接するように構築されている。これらの竪穴建物から出土している土器は館の溝から出土している土器と同様の9世紀末から10世紀前半に想定されるものであることから、竪穴建物は館に付随するものと言える。

八幡遺跡^{注32}

遺跡は旧高崎市の西部、安中市に接する地区、碓氷川左岸の丘陵上に位置する。遺跡はこの地域の首長墓と想定される八幡平塚古墳^{注33}、八幡二子塚古墳^{注34}、観音塚古墳^{注35}を結んだ三角形の内部に位置する。発掘調査では古墳時代前期、6世紀後半から7世紀前半代の竪穴建物43棟、9世紀代の竪穴建物13棟と6世紀から7世紀代にかけての古墳群23基が調査されている。また、北側に位置する高崎市八幡中原遺跡^{注36}でも5世紀から9世紀の集落が調査され、その中には古墳時代後期に属すると想定される大型の掘立柱建物も検出されている。

古墳群は首長墓と想定される八幡平塚古墳、八幡二子塚古墳、観音塚古墳の3古墳の間に家長層と想定されるクラス古墳が築造されている。また、八幡平塚古墳の西側には径30mと大規模な円墳である安中市龍的塚古墳が存在している。家長層と想定される古墳には5号墳や19号墳、23号墳で埴輪が設置されており、6世紀後半に築造されたものも存在するが、多くは7世紀代のものと想定される。7世紀代の古墳では1号墳の石室内より帯金具のうち蛇尾を除く鉸具、巡方、丸軀と8世紀後半代に想定される須恵器上野型短頸壺蓋・身、9世紀前半代に想定される須恵器杯が出土していることから追葬が行

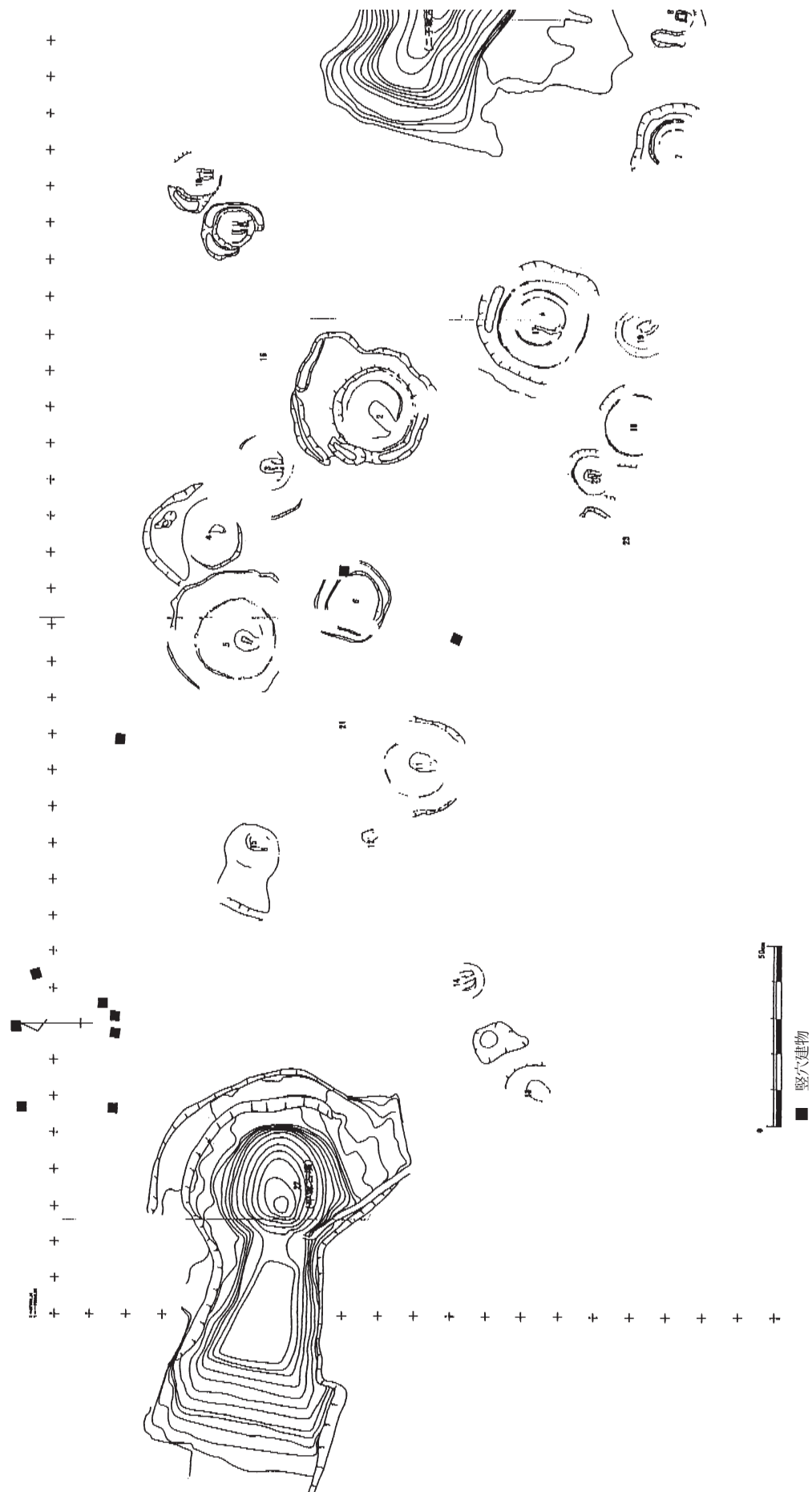
われたとみられる。この他、10号墳と12号墳からは7世紀代の須恵器長頸壺・甕のほかに8世紀後半代の須恵器上野型短頸壺蓋、9世紀前半代の須恵器杯の出土、12号墳からは7世紀代の須恵器甕の他に8世紀後半代の須恵器杯蓋、杯身が出土しており、これらの古墳では8世紀後半から9世紀前半まで追善供養が行われたことが窺える。

八幡遺跡での集落は首長墓と想定される八幡平塚古墳の北東側と5号墳の北側、6号墳の南側と同古墳の周堀に当たる位置に竪穴建物が構築されている。竪穴建物は63号竪穴建物が出土した土器から8世紀後半代、100号竪穴建物が9世紀第1四半期に想定されるほかは9世紀第3四半期から第4四半期に想定される。竪穴建物の時期をみるとここでの集落は短期間の形成であったとみられる。

集落は首長墓と想定される八幡平塚古墳の近隣(墳丘から25mの位置)に9世紀第1四半期の竪穴建物が構築されたのち、空白期間をもって八幡平塚古墳の北東側と6号墳の埋没した周堀上と南側に竪穴建物が構築され、集落が形成されている。しかし、この集落は東側で発掘調査された高崎市四ノ市遺跡^{注37}の成果などをみると拡大されず短期間で終焉したとみられる。

八幡遺跡では八幡平塚古墳や八幡二子塚古墳などの規模が大きな首長墓では周堀も完全には埋没していない状態であったことも想定され、竪穴建物の構築には不適であった可能性も窺えるが規制や制約が働いた可能性が想定される。これに対して家長層の墳墓では墳丘そのものは残っているのかかわらず、墳丘の際にまで竪穴建物が構築されており規制や制約が窺えない。

執筆に当たっては本来なら発掘調査されたすべての古墳群について検証する必要があったが、筆者の怠慢から至っていない。今回、主として取り上げた遺跡のほかに富岡市田篠上平遺跡^{注38}で9世紀第4四半期、みなかみ町後閑地区遺跡群L区^{注39}では10世紀中葉の竪穴建物が古墳に隣接して構築されていた。この遺跡については古墳群の範囲が不明確なこともあり紹介に留める。こうした事例としては大泉町古海松塚古墳群^{注40}でも5世紀後半から7世紀前半に60基の古墳が築造された墓域に9世紀後半に想定される竪穴建物が構築されている。古海松塚古墳群の発掘調査は区画整理に伴う古墳が確認されている範囲が主に道路分についてはトレンチ状に調査されているため集落の様相は不明確である。また、古墳群に竪穴建物が進出した例の逆として前項で取り上げた八幡遺跡の他に前橋市荒砥二之堰遺跡^{注41}や伊勢崎市下触牛伏遺跡^{注42}、太田市西野原遺跡^{注43}にもみられる。八幡遺跡を除く古墳群が築造されている地域は墓域として保たれているが、耕作地としての土地利用については明ら



第13図 八幡遺跡の古墳群全体図と奈良・平安時代の竪穴建物配置図

かではない。また、墓域としか利用されていない昭和村川額原Ⅰ遺跡^{注44}、沼田市奈良古墳群^{注45}などについても検討をする必要があるが、今後の課題としたい。

墓域へ集落が進出した背景

今回、西川原古墳群や本郷奥原古墳群、上栗須遺跡、多田山古墳群、半田中原・南原遺跡、世良田諏訪下遺跡、八幡遺跡について取り上げ、古墳と集落の関係についてみてみた。

その結果、半田中原・南原遺跡では7世紀代に築造された古墳群に半世紀をおかず馬生産に伴う牧が設定され、それに伴う管理施設や集落が構築されている。

多田山古墳群では首長墓と家長層クラスの古墳が墓域を分けて構築されているが、9世紀代に炭生産に従事する集団がこの地域に進出し、一部の集団は家長層クラスの古墳である1号～11号墳が築造されている墓域に竪穴建物を構築している。これに対して首長墓とされる墓域は炭窯の構築はみられるが、竪穴建物が構築されることはなく墓域として維持されたと考えられる。

八幡遺跡でも多田山古墳群と同様に家長層クラスの墳墓には竪穴建物が展開しているが、首長墓への竪穴建物の展開はみられない。こうした背景には首長層の子孫はまだ郡領などとして地域社会の中で権勢を保っていたことが窺える。

世良田諏訪下遺跡では8世紀後半に用水路の掘削により古墳が存在する谷地も水田として古墳の周囲が利用され、9世紀後半に水田が洪水によって埋没して放棄されるまで耕作地として利用されている。さらに9世紀末には土地利用の在り方はわからないが、新たに規模の大きな館とこの館に伴う集落が構築されている。

この他の西川原古墳群や本郷奥原古墳群、上栗須遺跡では墓域へ竪穴建物が構築された要因を明らかにすることはできないが、竪穴建物は9世紀から10世紀に構築され土地利用に変化をもたらしていることがわかる。

西川原古墳群は、古墳群が存在する河岸段丘の上位に位置する台地上には古墳時代中期からの集落が継続し、西川原古墳群と同様な年代の竪穴建物も確認されている。また、西川原古墳群と同じ生品地区に存在する生品西浦遺跡の古墳群は古墳が築造される以前の竪穴建物が存在するなど居住域としては不適格な所ではないのにもかかわらず古墳築造後の竪穴建物が構築されていない。こうした状況から生品西浦遺跡に古墳を築造した豪族は勢力を維持していたのに対して西川原古墳群を墓域とした豪族の勢力は衰退したことが窺える。

上栗須遺跡でも古墳群の南に位置する集落は7世紀末から8世紀前半代の竪穴建物が確認されているが、集落として規模を拡大するのは9世紀後半代になってからであり、ここでも新たな富豪層が勢力を拡大した結果、墓

域の内部にも居住が行われるようになったとみられる。

本郷奥原古墳群では『榛名町誌』に記載されているように7世紀後半代に創建された寺院は古墳群を意識し、墓域を避けている。しかし、2世紀ほどの時間経過によって墓域への居住が行われている。古墳群が存在する台地縁辺は水利が悪く耕作には適しないところであるが、こうした地域であっても9世紀代には高崎市下芝五反田遺跡^{注46}や前橋市・吉岡町清里陣馬遺跡^{注47}などの例から耕作地として開発が進んだことがわかっている。本郷奥原古墳群でも稲作は困難であっても桑の栽培などは可能であったと考えられる。特に富豪層は蓄財のために布生産を重視していたことは国分寺などへの知識の寄進からも想定^{注48}できることである。こうした点からも本郷奥原古墳群周辺で桑などの栽培が盛んになるとともに墓域への耕作や居住が進んだことが窺える。

こうした墓域が居住域へと変化する要因としては生産域の拡大だけでなく、前述のように祖への崇拝や畏敬の念が失われたことによると考えられる。

しかし、古代では祖への祖霊崇拝や古墳に対する畏敬の念は「はじめに」に記述したように古代人にとっても強い概念^{注49}であったとみられる。この概念を捨てることや無視できる背景には経済的な利潤だけでなく自己の祖を埋葬した地ではないことなど畏敬の念を感じさせないことが必要と思われる。こうした状況は文献史料でみられる旧来の豪族とは異なる新たな富豪層の台頭などによるものが強いと考えられる。

文献史料では家長層クラスの交代や没落などについての記録は残っていないが、その上位階層に当たる郡司層については奈良時代後半から郡領の地位をめぐる譜代氏族間の競争が激化し、現任郡司の失脚を画策して正倉に放火する神火事件や平安時代前期の擬任郡司制などによって国司が旧来の譜代氏族を排除していくことが知られている^{注50}。

今まで筆者は施釉陶器^{注51}や掘立柱建物や立地^{注52}をとおして古代上野国における富豪層の様相について検討してきた。富豪層のなかには飛鳥時代から継続して形成されてきた集落内でも前橋市下東西遺跡^{注53}や高崎市小八木志志貝戸遺跡^{注54}、前橋市今井道上・道下遺跡^{注55}などで富豪層の居宅を見ることが可能である。これらの居宅は規模が一町ほどと大きく郷里制の里や郷を掌握するような里長や郷長などの富豪層の居宅と想定される。これに対して平安時代の富豪層をみると居宅規模はあまり大きくなく、飛鳥～奈良時代の富豪層に比べると狭い範囲の掌握や勢力も小規模であったことが想定される。また、その立地でも今までの耕作適地だけでなく、当時としては荒廃地とみられるような地域の開墾による耕作地拡大が行われたとみられる。

こうした事例には、清里陣馬遺跡^{注56}、吉岡町十日市遺跡^{注57}、下芝五反田遺跡^{注58}、沼田市土塔原遺跡群戸神諏訪遺跡^{注59}などがある。こうした開発は荒廃地の開発だけにとどまらず、墓域として聖域を保っていた地域にも及び、耕作地としては古墳の墳丘が存在するため耕作地には不向きな場所を居住域として竪穴建物を構築させ、耕作に従事する人員を居住させたとみられる。

墓域に居住域を進出させた要因としては、今まで古墳群の存在する地域を墓域として保っていた豪族の勢力が衰えたか没落した結果、その地域の他の氏族が勢力を伸ばしてきた結果ではないだろうか。

以上、古墳が築造された墓域に新たに竪穴建物などが構築される現象をどのようにとらえるかを検討した。この現象に対する背景が検討のような結果であるのか、否かについて検証することは難しい点もあるが、一つの要素としてとらえることは可能だと考える。今後、より多くの事例を検討することで検証していきたい。

今回の論考について古代の地域支配の変換・変質^{注60}については「富豪の輩」の台頭だけでないことが史料などから指摘されている。例えば、蝦夷の移住、建郡・分郡、「前司」の土着による地域支配の変質などがあげられる。今後はこうした点を踏まえた検討が必要と考える。

なお、県教育委員会所蔵『奥原古墳群』の未掲載遺物・遺構平面図の掲載については平成28年10月13日付で承認を得たものである。

注

注1 利根郡川場村生品で村道改築に伴う工事で発掘調査が行われ、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2008『西川原古墳群』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第442集として報告書が刊行されている。

注2 遺跡名については県教育委員会が1970・1971年に発掘調査した時点では「奥原古墳群」、2010年に刊行された『榛名町誌』(榛名町誌編さん委員会2010『榛名町誌』資料編1)では「本郷奥原古墳群」と呼称されている。なお、群馬県統合型地理情報システム「マッピング群馬」の「遺跡・文化財」で検索すると「塚中遺跡」と呼称されている。ここでは古墳名称として定着している「奥原古墳群」と地域名称が付与されている「本郷奥原古墳群」を使用した。

注3 『律』、「八虐。二曰。謀大逆。謂謀毀山陵及宮闕。」

注4 『日本書紀』「孝徳天皇八年(白雉元年)、冬十月。為入宮地所壊丘墳及被遷人者。賜物各有差。」

注5 『日本書紀』「持統天皇七年、二月己巳詔造京司衣縫王等收処掘尸。」

注6 『続日本紀』「元明天皇和銅二年十月、癸巳。勅造平城京司。若彼墳隴見發堀物。隨即埋歛勿使露棄普加祭酹以慰幽魂。」

注7 『長秋記』については桜井準也2011「第一部 わが国における遺跡・遺物認識の系譜 二 古墳の祟り。忌避」『歴史に語られた遺跡・遺物』慶応義塾大学出版部より引用。

注8 上三川町教育委員会2003『上神主・茂原官衙遺跡』

注9 『続日本紀』「宝亀十一年十二月、勅左右京。今聞、造寺悉壞墳墓。採用其石。非唯侵驚鬼神。實亦憂傷子孫。自今以後。宜加禁斷。」

注10 多田山古墳群の火葬墓については本文中に記載した。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2005『今井三騎堂遺跡 今井見切塚遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第346集

注11 清里・長久保遺跡13区からは木棺に納められ埋葬された墓坑と遺体を直接埋葬したとみられる墓坑が検出されている。1号墓坑の年代は出土した緑釉陶器が京都前山窯期の製品であることや黒色土器の想定される年代による。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1986『清里・長久保遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第47集

注12 加部二生1999「横穴式石室の前庭について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第82集の中に前庭で行われた祭祀行為については追善供養に近い祭祀行為の場としている。この他に小林修1986「後・終末期古墳と古代火葬墓—8・9世紀における古墳継続使用の実態—」『土曜考古』第30号土曜考古学研究会では古墳への火葬骨を埋葬するときの蔵骨器として短頸壺の検討を行っているが、前庭から出土したものについては追善や墓前祭祀の可能性があるととしている。

注13 注1

注14 西川原古墳群の前に発掘調査した生品西浦遺跡E区の西側に現代の墓地が存在しており、その西端の段丘崖に近い箇所で石室が露出した古墳が2基確認できていた。

注15 石墨遺跡D区12号竪穴建物から出土している須恵器羽釜には脚部が付けられていた。この脚付羽釜は金属製の羽釜を鋳造するときに湯口の部分が棒状に残存したのを模倣したものとして想定される。この脚付羽釜は利根郡域の集落と生産地である月夜野古窯跡群から出土している。沼田市教育委員会1985『石墨遺跡』、(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2016『月夜野古窯跡群 深沢B支群』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第609集

注16 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2005『生品西浦遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第351集

注17 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1983『奥原古墳群』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第22集

注18 榛名町誌編さん委員会2010『榛名町誌』資料編1・2011『榛名町誌』通史編上巻 原始古代・中世

注19 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1989『上栗須遺跡・下大塚遺跡・中大塚遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第88集

注20 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1994『上栗須寺前遺跡Ⅱ 1区(上栗須薬師裏)・2区(上栗須薬師前)』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第185集

注21 発掘調査、整理作業を行った当時は富本銭に対する評価も定まっておらず。出土したものは周囲が打ち欠かれた状態で銭名も明瞭でなかったため注目されなかった。その後奈良県飛鳥池遺跡の発掘成果によって、日本で初めて鋳造された銭貨として「富本銭」が注目された。また、成分分析も進んだこともあり、6号墳から出土した「富本銭」も分析を依頼した。その結果、飛鳥時代に鋳造されたものであることが明らかになっている。

注22 a(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2004『多田山古墳群 今井三騎堂遺跡・今井見切塚遺跡—古墳時代編—』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第328集、b(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2005『今井三騎堂遺跡・今井見切塚遺跡—歴史時代編—』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第346集

注23 注22a報告書を編集・執筆した深沢敦仁は報告書の「結び」で「従来の群馬県地域における終末期古墳の理解によれば、截石切組積石室墳事態は『地域首長墓』である、それが集中する多田山は所謂『首長墓域』と理解できる。」としている。

注24 注22b報告書を編集・執筆した大西雅広は「第1節 奈良・平安時代 4火葬墓」で終末期古墳と火葬墓の関係を述べている。

注25 注22a「結び 表77」で各古墳の追葬、追善供養の関係について表にして提示している。

注26 注22a多田山古墳群の古墳時代編全体図に注22b歴史時代編の遺構全体図の古代に関わる遺構について合成した。縮尺の関係で古代の遺構については複数検出されているものも一つの記号で代表したものがあ

注27 渋川市教育委員会1994『半田中原・南原遺跡』

注28 注27の報告書中では竪穴建物の時期について奈良時代と平安時代

で区分しているが、奈良時代に区分された竪穴建物から出土した土器を見ると、土師器杯は底部が丸底、口縁部が内湾する形態、土師器甕は胴部上半のヘラ削りが縦方向ややや斜め方向の整形、須恵器杯蓋は杯G（平城宮分類による）にともなうカエリを有し小型の形態が共伴していることから7世紀後半代に比定できる。古墳群の南側の竪穴建物では62、63、72、83、85、87、88、95、98、104、105、112、113、116、117、119、120号の各竪穴建物と5号、6号竪穴状遺構、13号掘立柱建物が7世紀後半代に該当する。

土器の変遷については桜岡正信1991「7世紀以降の土師器杯の画期とその要因」『群馬考古学手帳』Vol. 2、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1997『出土した古代の土器』を引用・参考にした。

注29 大塚昌彦が『半田中原・南原遺跡』の報告書「結語」で内部に施設を有しない区画溝について検討を行い、牧の可能性を指摘、さらにこの地域が有馬郷の比定地であることから『延喜式』に記載されている上野国御牧の一つ「有馬島」と想定している。

注30 牧の区画の方法については高井佳弘が絵巻物などをもとに検討している。高井佳弘2005「馬のいる風景―日本古代における馬の飼育の景観復元―」『研究紀要』18(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

注31 新田郡尾島町教育委員会1998『世良田諏訪下遺跡』尾島町埋蔵文化財発掘調査報告書第13集

注32 高崎市教育委員会1989『八幡遺跡』。なお、第13図は報告書第1図古墳全体図に竪穴建物全体図の奈良・平安時代の時期に想定できるものを筆者がドットで記入したものである。

注33 八幡平塚古墳は八幡遺跡調査区の西に位置し、全長105m、高さ7mの前方後円墳、墳丘の周囲には盾形に周堀が巡る。主体部は後円部墳頂に2基の舟形石棺が存在している。副葬品はほとんど認められなかったが、1号石棺被覆の礫層より挂甲小札が出土している。築造年代は5世紀後半から末葉に想定されている。高崎市史編さん室1999『新編高崎市史』資料編1 原始古代I 高崎市

注34 八幡二子塚古墳は八幡遺跡調査区の東に位置し、全長66mの前方後円墳、主体部は明らかでないが従来より横穴石室とされている。築造年代も明確ではないが平塚古墳、観音塚古墳の年代観から6世紀前半に想定されている。高崎市教育委員会1992『観音塚古墳調査報告書』、高崎市史編さん室1999『新編高崎市史』資料編1 原始古代I 高崎市

注35 観音塚古墳は八幡遺跡の北側に位置する全長97mの前方後円墳、主体部は東国でも最大級の横穴石室とされている。副葬品には馬具、武器、鏡、須恵器の他に銅腕を始めとする複数の銅製容器や銀製容器がある。築造年代は6世紀末から7世紀初頭に想定されている。高崎市史編さん室1999『新編高崎市史』資料編1 原始古代I 高崎市

注36 八幡中原遺跡は八幡遺跡の北側の谷地を挟んだ台地上に位置し、5世紀から形成され、6世紀から7世紀に最盛期を迎え、8世紀以後に縮小する集落。6～7世紀には大型の掘立柱建物も存在している。高崎市教育委員会1982『八幡中原遺跡』高崎市文化財報告書第31集

注37 注33の「Ⅱ 八幡遺跡付近の地理・歴史的環境」より

注38 田篠上平遺跡では古墳と集落は比高差50cmほどの段で区分されているが、1号墳北側と2号墳西側に9世紀第4四半期の竪穴建物が各1棟ずつ検出されている。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1989『田篠上平遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第84集

注39 後閑地区遺跡群Ⅰ区では1号墳と2号墳の間に4棟の竪穴建物が検出されているが、そのうち2棟が10世紀前半と10世紀後半代のものである。月夜野町教育委員会2002『後閑地区遺跡群』

注40 大泉町教育委員会2002『古海松塚古墳群』

注41 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1985『荒砥二之堰遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第36集

注42 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1986『下舐牛伏遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第51集

注43 西野原遺跡は古墳時代前期、後期前半の集落が展開する一部に終末期古墳が築造されている。その後飛鳥時代(7世紀後半)には製鉄を生業とする集団が古墳群の南から東に製鉄炉と集落を展開している。この集落は古墳群が築造されている範囲に及んでいない。その後1世紀は集

落が形成されていないが、平安時代9世紀には鍛冶炉を伴う集落が展開する。この集団も古墳群の範囲に展開していない。こうした状態から集落の集団は古墳に被葬された人物の系譜の可能性が窺え、祖に対する畏敬の念を保っていたとみられる。

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2010『西野原遺跡(5)(7)第2分冊―飛鳥・平安時代以降編―』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第489集、2010『西野原遺跡(5)(7)第3分冊―古墳時代編―』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第499集

注44 川額軍原古墳群は、片品川と利根川が合流する左岸の下位河岸段丘に立地しており、水利が不便なため耕作地としては不適とみられる。昭和村教育委員会1996『川額軍原Ⅰ遺跡』

注45 奈良古墳群も利根川の支流薄根川の下位河岸段丘に立地しており、戦後動力による引水が可能になるまで耕作地としては不適であったとされている。沼田市教育委員会2001『奈良古墳群』

注46 下芝五反田遺跡では8世紀後半代に集落が形成されるが規模が大きくなるのは9世紀代になってからである。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1999『下芝五反田遺跡―奈良・平安時代以降編―』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第250集

注47 清里陣馬遺跡でも下芝五反田遺跡と同様な集落形成が行われている。清里陣馬遺跡の発掘調査では大量の緑釉陶器と鉋前の出土から富豪層の居宅が存在していた可能性が窺える。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1981『清里陣馬遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第14集

注48 東国では銭貨が流通手段として普及していない代わりに、取引の対価として「布」が利用されたことが指摘されている。三上喜孝2005「第二部律令国家と貨幣流通 第二章地方社会と古代貨幣」『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館

注49 笹生衛2016『祖の信仰と祭祀』「神と死者の考古学 古代のまつりと信仰」吉川弘文館によるところが大きい。

注50 森公章2013『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館、鐘江宏之2014「軍事と古代村落」『日本歴史』第3巻・古代3岩波書店、寺内浩2015「地方支配の変化と天慶の乱」『日本歴史』第4巻・古代4岩波書店、佐藤泰弘2015「受領の支配と在地社会」『日本歴史』第5巻・古代5岩波書店などによる。

注51 拙稿2001「緑釉陶器にみる古代上野国」『研究紀要』19(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

注52 拙稿2004「古代上野国における富豪層について」『研究紀要』22(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

注53 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1987『下東西遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第57集、1999『下東西清水上遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第239集

注54 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2002『小八木志志貝戸遺跡Ⅳ』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第295集

注55 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1994『今井道上遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第165集、1995『今井道上・道下遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第187集

注56 注47

注57 十日市遺跡の集落も清里陣馬遺跡と同様な展開がみられるが、出土遺物は日常的に使用されたとみられるものが多い。この集落は荒廃地開発に従事した集団とみられる。(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2013『十日市遺跡・住遺跡・千代開南遺跡・千代開北遺跡・舞台遺跡』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第563集

注58 注46

注59 戸神諏訪遺跡でも下芝五反田遺跡と同様な集落形成がみられる。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1990『戸神諏訪遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第98集、沼田市教育委員会1992『沼田北部地区遺跡群Ⅰ(戸神諏訪遺跡Ⅱ)』、1993『戸神諏訪遺跡Ⅲ』

注60 このことについては研究紀要の査読にて指摘を受けた点である。こうしたことについては群馬県内での資料蓄積がほとんど見られないのと筆者の力量不足から取り上げることができなかった。